**赤門卓球倶楽部規約の改定**（新旧対照）

|  |  |
| --- | --- |
| 赤門卓球倶楽部規約（旧） | 赤門卓球倶楽部規約（新） |
| 第1条　（目的）本会は会員相互および会員と東京大学卓球部員との親睦を図ることを目的とする。第2条　（名称）本会は赤門卓球倶楽部という。 | 第1条　（名称）本会は、赤門卓球倶楽部という。第2条　（目的）本会は、会員相互の親睦を図るとともに、東京大学卓球部と平素より連絡を保ちその発展に協力することを目的とする。 |
| 第3条　（組織）本会は東京大学の卓球部員もしくは赤門倶楽部員であったもので本会に入会を希望するもので組織する。第4条　（事業）本会は次の事業を行う。1. 会員相互の親睦のための卓球練習試合その他の事業
2. 東京大学卓球部員との親睦のための卓球練習試合その他の事業
3. その他本会の目的を達成するために必要な事業
 | 第3条　（会員）本会は、過去に東京大学卓球部の部員もしくは本会の会員であった者で、本会に入会を希望する者により組織する。第4条　（事業）本会は、以下の事業を行う。1. 会員相互および東京大学卓球部員との親睦のための卓球練習試合その他の行事の開催
2. 東京大学卓球部の発展に向けた支援の提供
3. 会員名簿の管理・配布
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業
 |
| 第5条　（総会）本会は年1回総会を開く。 | 第5条　（総会）本会は、毎年1回全会員による総会を開催する。2．総会は下記の事項を審議、決定する。1. 会則の制定及び改正
2. 第6条に定める役員の選任
3. 収支予算の議決及び決算の承認
4. その他とくに重要と認められる事項
 |
| 第6条　（役員および顧問）本会に役員として会長1名、副会長数名および監事1名を置く。2. 会長は本会を代表し、本会の会務を総括する。3. 監事は本会の事業および経理を監査する。4. 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。5. 必要に応じ、会長の諮問機関として顧問を置く。顧問は卓球に関し学識経験ある者の中から会長が委嘱する。 | 第6条　（役員）本会の役員として、会長1名、副会長数名および監事1名を置く。2．会長は本会を代表し、本会の会務を総括する。3．監事は本会の事業および経理を監査する。4．役員の任期は1年とし、再任を妨げない。第7条　（顧問）必要に応じ、会長の諮問機関として顧問を置く。2．顧問は、卓球に関し学識経験ある者のなかから会長が委嘱する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 第7条　（事務局）本会の実務を遂行する機関として事務局を置く。2. 事務局長は会長が任命する。 | 第8条　（事務局）本会の日常業務を遂行する機関として事務局を置く。2．事務局に事務局長および事務局幹事数名を置く。3．事務局長は、会長が任命する。第9条　（卒業年次別世話役）卒業年次別に原則1名の世話役を置く。2．世話役は、各卒業年次の会員間の連絡・親睦の緊密化を図るとともに、事務局の求めに応じその運営を補助する。3．世話役は、各卒業年次の会員の推薦により、事務局長が指名し委嘱する。 |
| 第8条　（会費）本会の会費は会員の会費その他でまかなう。2. 会費は口数制とし、年額1口5000円で原則として1口とする。第9条　（会計）本会の会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年の2月末日に終わる。 | 第10条　（会費）本会の費用は、会員の納入する年会費、寄付金などによりまかなう。2．年会費の金額は、会長が提案し総会の承認を受ける。第11条　（会計年度）本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月末日に終了する。第12条　（監査）各年度の収支決算は、監事が監査し総会の承認を受ける。 |